



## 稻城市告示第8号

令和6年稻城市告示第6号において別に定めることとされている期日（石川県七尾市及び羽咋郡志賀町に係るものに限る。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）又は稻城市市税条例（昭和30年稻城市条例第67号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、令和7年1月31日とする。

令和7年1月20日

稻城市長 高橋勝清

